

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

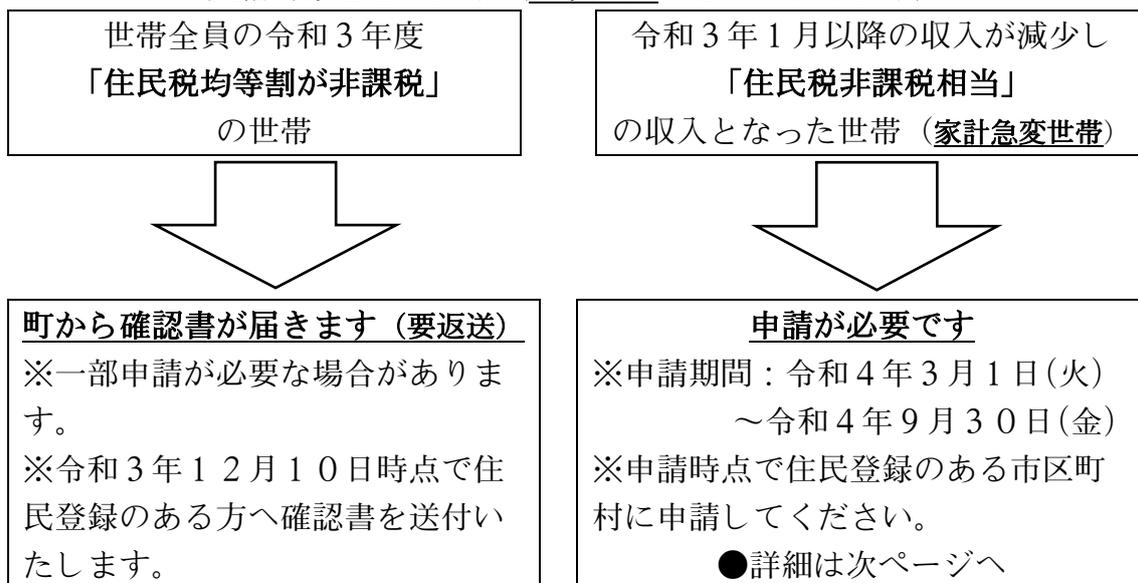
・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

・給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額	給付金の支給時期
1世帯あたり10万円	市区町村が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

■支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯についても給付金が支給されます！（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が下表の非課税相当収入限度額以下の場合です。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,450,000円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,859,999円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,315,999円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,771,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	2,043,999円

※扶養している親族の人数が上記表よりも多い場合は、人数に応じて限度額が変更します
※非課税相当所得限度額を下回る場合も申請が可能です

●申請に必要な提出書類

1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
2. 申請・請求者本人確認書類の写し ※運転免許証、マイナンバーカード等
3. 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し ※戸籍謄本、住民票等
4. 戸籍の附表の写し **※令和3年1月1日以降、複数回転居した方のみ**
5. 受取口座を確認できる書類の写し ※通帳、キャッシュカード等
6. 簡易な収入（所得）見込額の申立書
7. 「令和3年中の収入の見込額」と「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等

※「任意の1か月の収入」…給与明細等

●まずはご相談ください！

申請書及び申立書（上記1.6）については、役場窓口にてお渡しさせていただくか、webサイトからダウンロードしていただきます。**新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当**に該当すると思われる世帯につきましては、まずは長寿社会課地域福祉係までご相談ください。

なお、**新型コロナウイルス感染症の影響等以外で収入が減少した場合は、該当しませんのでご注意ください！**

※町webサイトのトップページ[お知らせ](#)「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内」からアクセスできます。

お問い合わせは、長寿社会課地域福祉係まで 357-7448